

日行連発第180号
令和2年5月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

自動車登録申請書の添付書類の有効期間の延長について（周知）

国土交通省より、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、自動車登録申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の有効期間を延長するとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。あわせて、軽自動車についても同様の取扱いが実施されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

- ・自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～（報道発表資料）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000108.html

- ・軽自動車申請書の添付書類の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～（軽自動車検査協会）

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/notice_20200521_009983.html

以上